

医療法人康成会  
訪問看護ステーション そらまめ  
訪問看護事業／介護予防訪問看護事業  
運営規程

**第1条（事業目的）**

医療法人康成会が開設する訪問看護ステーション そらまめ（以下「事業所」という）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師及びその他の従業員（以下「看護師等」という）が、要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護及び主治医の指示のもとに医療保険による訪問看護を提供することを目的とする。

**第2条（運営方針）**

- 事業所の看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

**第3条（事業所の名称等）**

- (1) 名 称 訪問看護ステーション そらまめ  
(2) 所 在 地 三重県名張市百合が丘東9番町260番

**第4条（職員の種類、員数及び職務内容）**

- 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
  - 管理者 看護師1名  
管理者は、事業所の従業員の管理、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護及び医療保険による訪問看護の利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
  - 看護師など 訪問看護員7名（常勤職員5名、非常勤2名）  
作業療法士（非常勤1名）  
看護師等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護及び医療保険による訪問看護の提供に当たる。

(3) 事務職員 1名（常勤職員）  
必要な業務を行う。

#### 第5条（営業日、営業時間）

- (1) 営業日：月～土曜日
- (2) 営業時間：月～金曜日 9:00～17:00  
土曜日 9:00～12:00
- (3) 休業日：日曜日  
年末年始（12月30日～1月3日）
- (4) 電話等にて24時間常時連絡が可能な体制とする。

#### 第6条（訪問看護の内容）

1. 全身状態等の観察
2. 清潔の保持、食事、排泄等日常生活の援助、管理
3. 褥瘡の予防と処置
4. リハビリテーション
5. ターミナルケア
6. 療養生活や介護方法の指導
7. カテーテル、在宅医療機器等の管理
8. その他医師の指示による医療処置

#### 第7条（利用料等）

1. 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護及び医療保険による訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬及び診療報酬告示上の額とし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護及び医療保険による訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、法定通りの割合の額とする。
2. 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護及び医療保険による訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。
3. 死後の処置料は10,000円（税別）とする。
4. 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

#### 第8条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、三重県名張市を区域とする。

## 第9条（緊急時等における対応方法）

看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行うこととする。

## 第10条（非常災害対策）

1. 震災、風水害、火災、土砂災害、その他の災害（以下「非常災害」という。）に対処するため、非常災害の発生時の安全確保のために必要な行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた計画を作成し、必要に応じて訓練を行う。
2. 前項で作成した計画について定期的に従業者に周知する。

## 第11条（虐待防止に関する事項）

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

## 第12条（その他の運営についての留意事項）

1. 事業所は、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
  - (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
  - (2) 繼続研修 年数回
2. 事業所は、全ての従業者に対し、健康診断等を定期的に実施するとともに、事業所の設備及び備品の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるものとする。
3. 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
4. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
5. 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止す

るための明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

6. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
7. サービスに関する利用者からの苦情に対して、円滑かつ迅速に対応するため、担当者の配置、改善措置、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。
8. 事業所は、必要な記録・帳簿等を整備し保存する。記録の保存期間は、サービス提供の日から5年間とする。
9. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人康成会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

平成12年10月 1日改訂  
平成14年 4月 1日改訂  
平成17年 2月 1日改訂  
平成17年 4月 1日改訂  
平成22年 9月 1日改訂  
平成23年 7月 1日改訂  
平成24年 6月 1日改訂  
平成25年 5月 1日改訂  
平成25年10月 1日改訂  
平成26年 6月 1日改訂  
平成26年10月 1日改訂  
平成27年 5月 21日改訂  
平成30年 9月 3日改訂  
令和 3年 4月 1日改訂  
令和 5年 4月 1日改訂  
令和 5年12月 1日 改訂